



鳥取県公報

令和7年8月29日（金）
号外第85号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（31）（給与課）・・・・・・・・・・ 2

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第31号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織	職	区分		組織	職	区分	
知事 の 事 務 部 局	本庁	略		知事 の 事 務 部 局	本庁	略	
		課長（政策戦略局関西本部の課長を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋代表部の部長 行政体制整備局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 美術館の館長 美術館の副館長 衛生環境研究所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長	3種			課長（政策戦略局関西本部及び美術館の課長を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋代表部の部長 行政体制整備局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 美術館の館長 美術館の副館長 衛生環境研究所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長	3種
		衛生環境研究所の次長 政策戦略局関西本部の課長 室長 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 副官房長	4種			衛生環境研究所の次長 政策戦略局関西本部の課長 <u>美術館の課長</u> 室長 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 副官房長	4種

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 農業振興局農業大学校 の副校長 総括検査専門員 略 </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局東京本部、政策戦略局関西本部、政策戦略局名古屋代表部、行政体制整備局職員人材開発センター、<u>美術館</u>、衛生環境研究所、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興局農業大学校の職</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、人権尊重社会推進局の局長、女性相談支援幹、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）及び検査専門員</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>		農業振興局農業大学校 の副校長 総括検査専門員 略		略			略			略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 農業振興局農業大学校 の副校長 総括検査専門員 略 </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局東京本部、政策戦略局関西本部、政策戦略局名古屋代表部、行政体制整備局職員人材開発センター、衛生環境研究所、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興局農業大学校の職</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、<u>美術館の館長、美術館の副館長、美術館の課長</u>、人権尊重社会推進局の局長、女性相談支援幹、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）及び検査専門員</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>		農業振興局農業大学校 の副校長 総括検査専門員 略		略			略			略
	農業振興局農業大学校 の副校長 総括検査専門員 略																				
略																					
略																					
略																					
	農業振興局農業大学校 の副校長 総括検査専門員 略																				
略																					
略																					
略																					

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知 事 の 事 務 部 局	本 庁	略		知 事 の 事 務 部 局	本 庁	略	
		課長	3種			課長（ <u>政策戦略局関西本部の課長を除く。</u> ）	3種
		危機管理専門官				危機管理専門官	
		副本部長 政策戦略局名古屋代表部の部長 行政体制整備局職員人				副本部長 政策戦略局名古屋代表部の部長 行政体制整備局職員人	

び 教 育 機 関		副所長	
		課長	
	略		
	略		
	博物 館	館長（人事委員会が承認したものに限る。）	1 種 又 は 2 種
		館長 副館長 課長	3 種
	略		
略			
び 教 育 機 関		副所長	
		課長	
	略		
	略		
	博物 館	館長（人事委員会が承認したものに限る。）	1 種
		館長	2 種
		副館長 課長	3 種
略			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条による改正後の管理職手当に関する規則の規定は令和7年3月30日から、第2条による改正後の管理職手当に関する規則の規定は同年4月1日から適用する。